

☆ 昨年度からの変更点は次のとおりですので、必ず御確認ください。

- 令和2年度の補助基準額は「505円」に改定しています。記入例を参考にしながら各申請書類を作成してください。
- **概算払**は、申請時点で健康診断事業が未実施の場合にのみ受け付けることとします。具体的には、令和2年7月31日（金）の第1回提出期日の際に健康診断事業が完了しておらず、概算払による支払い（精算が必要になります。）を希望する場合にのみ御申請ください。
- **交付決定額が100万円を越える場合には、追加で御提出いただく書類がございますので、該当する場合には個別に御相談ください。**
- 原則は、**健康診断事業が完了したら補助金交付申請及び実績報告を併せて行ってください。**

1 補助金交付申請

(1) 申請期限

	提出期日（申請期間）	対象	提出書類	振込予定日
第1回	令和2年7月31日（金） （～令和2年7月31日（金））	①令和2年7月末日までに健康診断の実施が完了して、 通常払 により請求する場合	①ア補助金交付申請書 （第16号様式） イ補助金交付申請額内訳書 （第17号様式） ウ歳入歳出明細書 （第18号様式） エ結核健康診断事業実績報告書 （第3号様式） オ結核健康診断事業精算額内訳書 （第4号様式） カ領収書（写し） キ結核健康診断月報（写し） （第14号様式）	令和2年9月25日（金）予定
		②令和2年7月末日以降に健康診断を実施する予定で、 概算払 により請求する場合	②ア補助金交付申請書 （第16号様式） イ補助金交付申請額内訳書 （第17号様式） ウ歳入歳出明細書 （第18号様式）	
第2回	令和2年9月30日（水） （令和2年8月3日（月） ～令和2年9月30日（水））	令和2年9月末日までに健康診断の実施が完了して、通常払により請求する場合	ア補助金交付申請書 イ補助金交付申請額内訳書 ウ歳入歳出明細書 エ結核健康診断事業実績報告書 オ結核健康診断事業精算額内訳書 カ領収書（写し） キ結核健康診断月報（写し）	令和2年11月27日（金）予定
第3回	令和2年11月30日（月） （令和2年10月1日（木） ～令和2年11月30日（月））	令和2年11月末日までに健康診断の実施が完了して、通常払により請求する場合	ア補助金交付申請書 イ補助金交付申請額内訳書 ウ歳入歳出明細書 エ結核健康診断事業実績報告書 オ結核健康診断事業精算額内訳書 カ領収書（写し） キ結核健康診断月報（写し）	令和3年1月29日（金）予定
第4回	令和3年1月29日（金） （令和2年12月2日（月） ～令和3年1月29日（金））	令和3年1月末日までに健康診断の実施が完了して、通常払により請求する場合	ア補助金交付申請書 イ補助金交付申請額内訳書 ウ歳入歳出明細書 エ結核健康診断事業実績報告書 オ結核健康診断事業精算額内訳書 カ領収書（写し） キ結核健康診断月報（写し）	令和3年3月26日（金）予定
第5回	令和3年3月31日（水） （令和3年2月1日（月） ～令和3年3月31日（水））	令和3年3月末日までに健康診断の実施が完了して、通常払により請求する場合	ア補助金交付申請書 イ補助金交付申請額内訳書 ウ歳入歳出明細書 エ結核健康診断事業実績報告書 オ結核健康診断事業精算額内訳書 カ領収書（写し） キ結核健康診断月報（写し）	令和3年5月中旬予定

※概算払により資金を受領した場合は、各回申請期日に関わらず、健康診断事業完了後すみやかに実績報告を行ってください。

(2) 記入方法

ア 補助金交付申請書 (第16号様式)

(ア) 申請者欄について

<川崎市へ債権者登録を行っている場合>

原則として債権者登録と同一の代表者名と印鑑により申請ください。本通知に登録済みの口座振替依頼書の見本を添付していますので、代表者名、振込先口座等について御確認ください。債権者登録を行っている代表者以外の名義による申請を希望する場合には、別添の「振込先口座記入用紙(債権者未登録用)」を併せて御提出ください。

<川崎市へ債権者登録を行っていない場合>

別添の「振込先口座記入用紙(債権者未登録用)」を併せて提出ください。

(イ) 印鑑について

申請者	法人理事長	学校長	施設長	個人
印鑑	理事長印	学校長印又は 法人理事長印	施設長印	私印

※学校の印(施設の印)を使用する場合は、申請者の私印も併せて押印してください。

(ウ)「補助金交付申請額」は、次のイに示す補助金交付申請額内訳書(第17号様式)の「補助金交付申請額」(最下段)の金額と、ウに示す歳入歳出明細書(第18号様式)の「2歳出の部」の予算額(既に事業が終了し、支出済の場合には支出済額)の合計に補助率(2/3)を乗じた額のいずれか少ない方の金額を記入してください。

イ 補助金交付申請額内訳書 (第17号様式)

(ア) 実施年月日

令和2年度の健康診断の実施予定日を記入してください。実施日が未定の場合には、「〇月上旬」等の記載で構いません。

(イ)「実施人員(A)」

令和2年度中に健康診断を実施する次のa又はbの人数を記入してください。実施予定日が決まっている場合には、実施日ごとに人数を記入してください。

a 学校長：令和2年度が入学年度にあたる学生の数

b 施設長：65歳以上の入所者(令和2年度中65歳に達する者を含む。)の数

(ウ)「補助基準額(B)」

令和2年度の単価である505円を記入してください。

(エ)「(A)×(B)」欄

各行ごと「実施人員」に「補助基準額(505円)」を乗じた額を記入してください。

(オ)「補助金交付申請額」

「合計(C)」の額に2/3を乗じた金額を記入してください。1円未満の端数が生じた場合は1円未満を切り捨てた額を記入してください。

ウ 歳入歳出明細書 (第18号様式)

(ア) 歳入の部

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第53条の2に基づく定期健康診断実施に際し、寄付金等の収入がある場合に記入してください。

(イ) 歳出の部

感染症法第53条の2に基づく定期健康診断実施に要する額について、「予算額」の欄に記入してください。予算額は、健診を委託する医療機関等からの見積書等を参考に、令和2年度に実際に支出する見込みの金額を記入してください。「支出済額」の欄については、申請時にすでに支出済みである場合にのみ金額を記入してください。

エ 結核健康診断事業実績報告書 (第3号様式)

(ア)「団体名」「所在地」「代表者の氏名」及び印鑑は、申請時と同一としてください。申請時から所在地・代表者等が変更となっている場合には、あらかじめ感染症対策課まで御連絡ください。

オ 結核健康診断事業精算額内訳書 (第4号様式)

(ア)「補助対象額(A)」は「対象経費の支出済額」と「505円×実施人数」のいずれか少ない額を記入してください。実施人数は次のキに示す結核健康診断月報(第14号様式)の「学校の長」又は「施設の長」の欄の受診者数となります。

(イ)「報告額(A)×(B)」は、「補助対象額(A)」の額に2/3を乗じた金額を記入してください。1円未満の端数が生じた場合は1円未満を切り捨てた額を記入してください。

カ 領収書（写し）

感染症法第53条の2に基づく定期健康診断の実施に実際に要した費用の領収書の写しを御提出ください。

領収書に対象者数、健診単価の記載がない場合には、内訳を付記してください。

（例：〇〇〇円×〇〇人）

キ 結核健康診断月報（第14号様式）（写し）

住所地の保健所から送付させていただく帳票です。各保健所支所（各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課）に提出したものの控えの写しを提出ください。

2 補助金交付決定・額の確定通知及び補助金の請求

補助金交付申請及び実績報告書を受領後、川崎市から補助金交付決定通知書、補助金額の確定通知及び請求書・支払金口座振替依頼書（以下「請求書」という。）を交付しますので、決定された金額を請求書により請求ください。

3 補助金の概算払い

概算払による補助金の受領を申請する場合には、補助金交付申請書を受領後、補助金交付決定通知書及び請求書を交付しますので、決定された金額を請求書により御請求ください。

請求に基づき、概算払金を川崎市から支払います。

事業実施後の実績報告に基づいて補助金額を確定した後、余剰金が発生した場合には差額を戻入いただき、不足金が発生した場合には、補助金の追加交付を請求いただくこととなります。

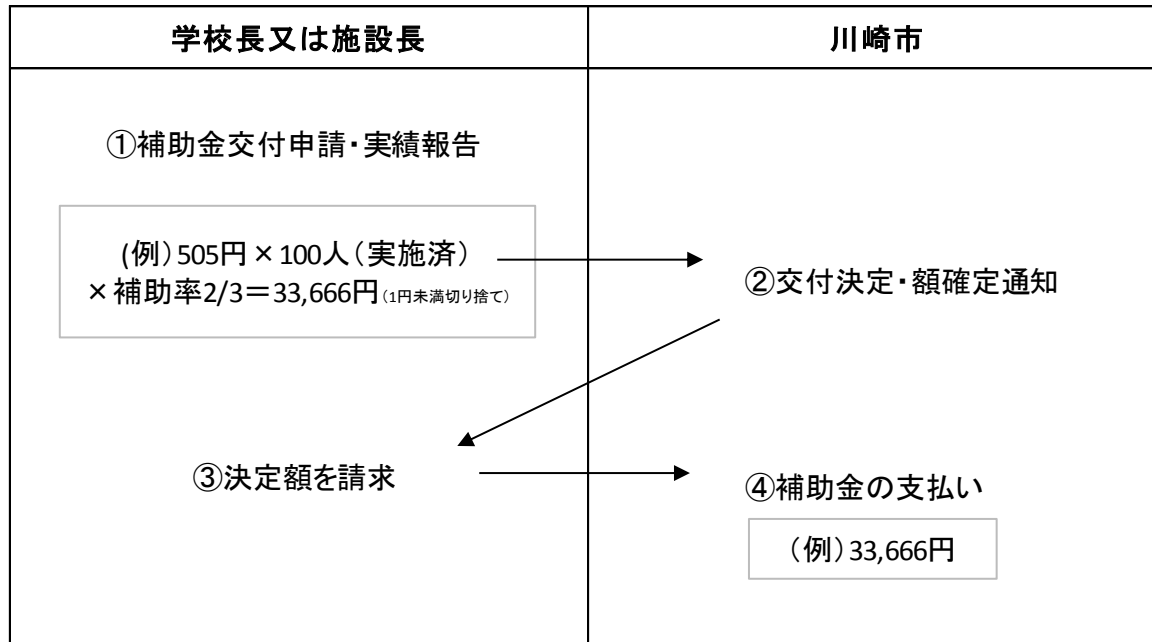
また、概算払により資金を受領した場合は、各回申請期日に関わらず、健康診断事業完了後すみやかに実績報告を行ってください。

4 概算払金の戻入又は追加支払について

概算払金と補助金の確定額に差額がある場合、戻入または追加交付を行います。

補助金申請から実績報告までの流れ

(例1) 令和2年4月に既に健康診断事業を完了している場合



(例2) 令和2年7月末日以降に健康診断事業を実施する予定で、概算払金の交付申請を行う場合

